

## 変更協定書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり変更協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 甲及び乙が令和2年9月8日に締結した新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を再延長する協定書第2条で定める有効期限の終期を、令和5年3月31日から令和6年3月31日に変更する。

第2条 甲及び乙が令和4年3月2日に締結した新潟駅直下バスターミナル供用に向けた連携確認書第4条第1項で定める有効期限の終期を、令和5年3月31日から令和6年3月31日に変更する。

第3条 第1条及び第2条で定める終期の変更は、本協定の締結日から効力を生ずる。

2 前項の効力は、甲及び乙が本協定に代わる新たな協定を締結した日にその効力を失う。

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方1通を所有する。

令和5年3月24日

甲：新潟市中央区学校町通一番町602番地1 乙：新潟市中央区万代1丁目6番地1

新潟市

新潟交通株式会社

新潟市長 中原 八一

代表取締役 星野 佳人